

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
南スーダン	ジュバ河川港拡充計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の交換公文	ジュバ河川港拡充計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	75,000 千円 H26.10.31 まで	H24. 6.28 ジュバで (同日)	日本側 後藤文彦在スーダン大使館参事官 南スーダン側 エリアス・ニヤムレル・ワコソン外務国際協力副大臣	H24. 7.12 240号
南スーダン	ジュバ市水供給改善計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の交換公文	ジュバ市水供給改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,869,000 千円 H29.12.31 まで	H24. 6.28 ジュバで (同日)	日本側 後藤文彦在スーダン大使館参事官 南スーダン側 エリアス・ニヤムレル・ワコソン外務国際協力副大臣	H24. 7.12 241号
南スーダン	ナイル架橋建設計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の交換公文	ナイル架橋建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	131,000 千円 H26. 9.30 まで	H24. 6.28 ジュバで (同日)	日本側 後藤文彦在スーダン大使館参事官 南スーダン側 エリアス・ニヤムレル・ワコソン外務国際協力副大臣	H24. 7.12 242号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO、△、□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。